

生駒市条例第 8 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員定数条例（昭和 42 年 4 月生駒市条例第 4 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「第 21 条」を「第 19 条」に改める。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正)

第 2 条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会の委員	委員長	日額 32,000
	委員	日額 29,000

を

教育委員会の委員	日額 29,000
----------	-----------

に改め
る。

(生駒市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 3 条 生駒市特別職報酬等審議会条例（昭和 43 年 4 月生駒市条例第 16 号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の特例」を加える。

第1条中「、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき」を削り、「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の特例」を加える。

第2条第6項中「48月」を「36月」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ生駒市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後に承認を求めることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長並びに」を削る。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第3

0号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長、」を削る。

(生駒市職員の旅費支給条例の一部改正)

第7条 生駒市職員の旅費支給条例(平成2年6月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号中「(教育長を含む。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。